

長沢地区中学校生徒通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市長沢町に在住する中学校生徒で岡崎市立常磐中学校に就学するものに対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、補助対象者に通学費を補助することにより、就学の援助を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、豊田市長沢町に住所を有し、豊田市と岡崎市との間の教育事務の委託に関する規約で岡崎市立常磐中学校に就学するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の通学費とし、補助金の額は、補助対象者1名について、公共交通機関を利用した場合における定期代金（3か月定期）の年額を限度とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

(交付申請兼実績報告書)

第5条 補助対象者の保護者で補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、長沢地区中学校生徒通学費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 通学用定期券購入時の領収書
- (2) 通学用定期券の写し（通学区間、期間が明記してあるもの）

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長沢地区中学校生徒通学費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付を行わないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付等)

第8条 第6条の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに長沢地区中学校生徒通学費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業等に関する申請や報告等について不正な行為があったとき。
- (3) 転居等で第3条の規定に非該当になったとき。
- (4) 第7条の各号のいずれかに該当するとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

豊田市長 様

申請者
住所

申請者名
(保護者)

児童生徒名

長沢地区中学校生徒通学費補助金交付申請書兼実績報告書

以下のように通学用定期券を購入しましたので、補助金を申請します。

記

- 1 利用区間 _____ バス停から _____ バス停
- 2 利用期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- 3 購入経費 購入価格 _____ 円（消費税込）
* 補助金額は要綱第 6 条により決定します。
- 4 添付書類 * 以下のものを裏面に添付する。
 領収書
 定期券の写し（利用区間・利用期間が明記されているもの）

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄 (<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

長沢地区中学校生徒通学費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました、長沢地区中学校生徒通学費補助金について、長沢地区中学校生徒通学費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定します。あわせて、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定に基づき、額の確定を通知します。

記

1 申請者 住 所 豊市長沢町 _____

保 護 者 名 _____

児童生徒名 _____

2 決定交付金額 _____ 円

3 その他

- (1) 別紙様式第3号「長沢地区中学校生徒通学費補助金交付請求書」を郵送又は持参にて教育委員会学校教育課へ提出してください。

年 月 日

豊市長



豊田市長 様

申 請 者
住 所

申 請 者 名
(保護者)

児童生徒名

長沢地区中学校生徒通学費補助金交付請求書

年 月 日付け 豊教学発第 号で決定通知のあった長沢地区中学校生徒通学費補助金を請求します。

記

1 事業名 長沢地区中学校生徒通学費補助金

2 補助金請求額 _____ 円

3 補助金振込口座

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	貯金記号		貯金番号					
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協	銀行・金庫 農協		本店・支店 支所・出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
名義人 フリガナ() 氏 名			口座番号					